

諸外国における CCS 関連法令

オランダ、オーストラリア及び米国の諸外国の関連法令について概要を整理した。今後、ロンドン条約締約国会議等の場を活用し、内容について精査していくこととしている。

オランダの「鉱業法」(Mining Act)について

オランダでは 2003 年 1 月に鉱業法（以下、単に「法」という。）及び鉱業法関連の法規制が発効した。法は、鉱物生産における法規制を 200 年ぶりに改正するものである。

法は、それまで別々の規制によって管理されていた陸水及びオランダの大陸棚にも適用される。

法は、二酸化炭素の貯留を「気体の貯留(storage of gases)」の一つとして明白にとらえており、その責任関係を取り決め、CCS プロジェクトが満たすべき環境上の必要条件について言及している。法によると、オランダ国内の、地下 100 メートルより深い場所での二酸化炭素の貯留についてはオランダ経済省（Ministry of Economic Affairs）の許可が必要となる。

さらに、法は、最新の許可を受けた者による環境への影響、地下活動への被害及び安全を損なうリスクを最小化するあらゆる方策を取るよう義務付けている。許可後は、経済省及び適切な機関が、許可要件が継続して満たされていることを確認する。実用化に向けた実証事業を対象としているものの、この法は、CCS を広範に網羅した法的枠組みであるとされている。

鉱業法における、物質貯留に関する主な規定内容は以下のとおりである。

- ・地下への物質の貯留に関する経済大臣の許可制
- ・許可保持者について、環境への悪影響、安全への脅威等に関する注意義務
- ・鉱山活動によって人が損害を受けた場合の取扱い
- ・生産（物質貯留を含む。）中止後 30 年間の測定義務

等

オーストラリアにおける CCS 関連枠組みについて

背 景

CO₂ 回収貯留は新しい技術であり、既存の法律では対応が難しいが、一部の州では、州法によりプロジェクトに対応している。例えば、South Australian Petroleum Act 2000 や Queensland Petroleum and Gas (Production and Safety) Act 2004 は、CO₂ 発生源となった活動や場所については特定せずに、CO₂ を含む物質のパイプラインによる輸送及び貯留について規制している。The Commonwealth, State and NT Petroleum (Submerged Lands) Acts (PSLAs)は、石油生産活動に関する包括的免許の一部として、許可地域における石油から分離した CO₂ の生産免許付与により、CO₂ 回収貯留の規制及び免許を行っている。

しかしながら、発電所やその他の沖合石油生産活動は、PSLAs の対象とならない。また、様々な形態の CCS プロジェクトが提案されている昨今、CCS の法規制枠組みが求められている。

これを受け、2004 年半ば、「CO₂ 回収及び地中貯留の法規制枠組みの指針(Carbon Dioxide

Capture and Geological Storage Australian Regulatory Guiding Principles)草案」が鉱物・石油資源に関わる政府審議会(Ministerial Council for Mineral and Petroleum Resources: MCMPR)の作業部会によって作成され、検討に付された。2004年7月にMCMPRは、より広範な地域における協議を行うという条件で、本草案への賛意を示した。

目 的

「CO₂回収及び地中貯留の法規制枠組みの指針」(以下、「本指針」という)においては、「効率的、効果的かつ安全にCCS活動を促進すること」が目的として掲げられている。

主要事項の分析

提案されているガイドラインの枠組みは、以下の6つの主要事項を対象としている。

評価及び許可プロセス

アクセス権と所有権

輸送に関する事項

モニタリングと検証

法的責任と閉鎖後の責任

財政的事項

各事項への対応手法について、それぞれ「現状維持」(州の環境法、労働安全衛生法等現在の規制の整理やCCS活動に対する既存の原則の適用を含む、既存の政府規制により対応する場合)、「自主規制」(産業界が整備する規定や規範等により、産業界が実質責任を負うもの)及び「政府規制に追加/改訂」(既存法規制の調整では適切な対応が困難な場合)という3つの選択肢が挙げられ、分析がなされている。

米国におけるCCSの枠組みについて

概 要

米国では、連邦レベルと州レベルの法規制が存在する。

連邦レベルに関しては、Environmental Protection Agency(EPA)は、CO₂及びその他のGHG排出をClean Air Actの対象となる汚染物質としていない。また、その他の連邦法においても、CCSの回収、輸送、注入、注入後の4つの各段階を対象としたものはない。

一方で、州間(Inter-states)パイプライン、有害廃棄物、地下注入井における活動及びその管理を対象とした連邦法が存在しており、これらはCO₂回収貯留に適用できる可能性がある(IEA, 2005)。

Safe Drinking Water Act (SDWA) - 地下注入管理(UIC)プログラム

Safe Drinking Water Act (SDWA)の下、地下注入管理プログラム(UICプログラムは、液体、ガス、スラリーといった全ての液体の注入を対象としており(天然ガス貯蔵と水圧破碎は除く)、CCS活動の既存法規制の枠組みとなる可能性がある(Bruce Kobelski & Anhar Karimjee, 2005)。

テキサス州で実施されているフリオ塩水層パイロットプロジェクトにおいては、掘削及び注入活動は、UIC プログラムの規制対象とされ、テキサス州から井戸使用許可申請の提出を要求された。

National Environmental Policy Act (NEPA)

National Environmental Policy Act(NEPA)では、連邦政府に対し、連邦政府の提案する施策や事業の環境影響を検討し、妥当な選択肢であるかどうか検討することを要求している。また、必要に応じ、詳細な環境影響評価書（EIS）の作成が求められる。

現在、エネルギー省のCO₂ 隔離計画（Carbon Sequestration Programme）に対して、プログラム環境影響評価（Programmatic Environmental Impact Statement）が求められており、準備書（Draft Environmental Impact Statement）の作成段階にある。（U.S. EPA, 2005）

